

調布市産後ケア事業実施施設運営基準

(目的)

調布市産後ケア事業実施要綱に基づき、産後ケア事業を実施する施設が質の高い均一なサービスを提供することができるよう、基準を定める。

(実施施設)

産後ケア事業を実施する施設は、原則として次の基準を満たすものとする。

◎は必須項目とし、○はできるだけ提供できる体制を整えること。

基準	短期入所型	デイサービス型	アウトリーチ型
最低限、以下の人員を配置すること。 (1) 安全・感染症管理などを監督する管理者1名 (2) 予約管理・実績報告などを行う事務担当者1名(兼任可) (3) 専任かつ常勤の専門職(保健師、助産師又は看護師)1名	◎	◎	◎
医療法(昭和23年法律第205号)に定める、産科や産婦人科を標榜する病院および診療所、分娩取扱いのある助産所、分娩取扱いのない助産所、または類似の施設であり適切と認められた施設であること。	◎	◎	◎
以下の要件を満たす居室を有すること。 (1) 母用のベッド・布団と児用のコットが置ける広さである。 (2) 個室(パーティション等での仕切りは不可)である。 (3) ナースコール等、スタッフを呼び出すことが可能な機器を設置している。 (4) 産婦がくつろぐことができるよう配慮されている(人や男性の出入りが多い場所や騒音の聞こえる場所を避けるなど)。	◎	○	—

(5) 窓のストッパーや安全柵など、適切な安全対策が講じられている。			
居室以外に、以下の部屋や設備等を整備すること。 (1) カウンセリングを行う部屋や保育室、母の休息中に児を預かる部屋 (2) トイレ、洗面所、シャワー、冷蔵庫、授乳用備品（調乳ポット・哺乳瓶消毒など） (3) 調乳設備または調乳済のミルクが準備されている。	◎	—	—
調布市産後ケア事業実施要綱に規定するサービスが提供できること。 (1) 母子に対する保健指導及び授乳指導に関すること（乳房マッサージを含む。） (2) 母体の休養及び体力回復に関すること。 (3) 育児指導に関すること。 (4) 乳児の発育又は発達相談に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要と市長が認めること。	◎	◎	◎
希望者への食事の提供ができること ※離乳食は持参のみ ※デイサービス型の場合は別料金、短期入所型の場合は産後ケア利用料に含むものとする。	◎	○	—
安全・快適なケアを提供するため、職員に対する継続的な教育と情報共有を行うこと。	◎	◎	◎
助産所やその他の実施可能施設においては、利用者の症状の急変等の緊急時に受け入れてもらう協力医療機関	◎	◎	○

や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること。			
調布市産後ケア事業 事故防止・緊急対応マニュアルを遵守すること。	◎	◎	◎

(確認事項)

1. 禁止事項について

産後ケア事業では、託児目的の利用やきょうだいの預かり、父親の宿泊・利用、施設内の外来受診以外の外出は認められません。

2. オプションサービスについて

利用者からの申出があった場合を除き、積極的に勧誘することは御遠慮ください。

また、市から受託している産後ケア事業とは無関係であること、サービスの内容や料金について、十分に説明したうえで、提供してください。

3. 予約運営

安全管理上の問題や人員配置などの理由がある場合を除き、全ての産婦に対して公平なサービス提供に努めてください。

利用者の事業利用状況を確認し、上限を超過して利用を希望する方には、自費での対応になることを説明してください。また、利用者の希望を確認した上で、サービスを提供してください。

4. 連絡会等について

年1回程度、産後ケア事業受託施設と子ども家庭センターの連絡会を実施する予定です。また、適宜、アンケート等の回答依頼をする場合がありますので、御協力願います。

5. 個人情報の取扱いについて

利用者の個人情報は、調布市個人情報の保護に関する法律施行条例等の関係法令に基づき、厳重な管理をお願いします。目的外利用や複写・複製は一切認めません。また、産後ケア事業の契約終了後も守秘義務を遵守してください。

万が一、個人情報の漏洩（疑いを含む）等が発生した場合は、速やかに子ども家庭センターに報告してください。

6. 食事とアメニティについて

食事とアメニティについては、以下の点について、利用者に事前に説明してください。

【デイサービス型】食事：別料金（持参可）、離乳食：持参のみ

アメニティ：持参または別料金で提供

【ショートステイ型】食事：料金に含まれる、離乳食：持参のみ

アメニティ：持参または別料金で提供

7. アウトリーチ型の利用について

対象児が医療的ケア児であっても、母へのケアが目的であれば、利用可能です。また、乳房マッサージやリラクゼーションの提供も可能です。児の医療ケアそのものは行いません。

8. 多胎児や早産児の利用について

(1) 多胎児については、最大 14 日間利用が可能です。

(2) 早産児については、修正月齢で利用期間を設定します。

早産児の場合は利用カードの変更が必要となります。当該児を把握したら子ども家庭センター母子保健係へご連絡をお願いします。お手続きを御案内ください。

令和8年9月作成